

0歳の赤ちゃんから高齢者まで 病状や障害が軽くても重くても 全ての人が受けられます



主治医からの訪問看護指示書が必要になります。
入院や受診をしている医療機関、訪問看護ステーション、
地域包括支援センターや福祉に関わる各機関、
相談支援専門員、ケアマネージャーなどにご相談ください。

退院することになったけれど
電(経鼻経管栄養など)が
入ったまま家に帰るのは不安...

こんな不安を
抱えていますか？

子どもに病状や
障害があるので
家族だけで世話が
できるのかどうが不安...

子育てに自信がない...
ミルクを飲まなかったらどうしよう？
お風呂に入られるかしら...

最期まで
自宅で過ごしたいと
思っているけれど
急変したらどうしよう...

サービス内容

- 健康状態・病状の観察と判断
- 医師の指示による医療的処置の実施
 - 経管栄養法(胃ろう) ●在宅中心静脈栄養法(IVH) ●点滴・静脈注射 ●床ずれの手当て ●膀胱留置カテーテルの交換と管理 ●人工呼吸療法(スπιピレータ、ベンチレータ) ●在宅自己駆動灌流(CAPD) ●人工肛門(ストマ)
 - 人工膀胱 ●気管カニューレ ●吸引・吸入 ●在宅酸素の管理 ●疼痛管理など
- 精神面、心理面における心のケア
- 子どもの成長発達を促す支援
- 清潔・排泄の支援
- 栄養・食事・治療食の支援
- 薬の飲み方と管理方法の支援
- 在宅ターミナルのケアの支援
- かかりつけ医師との連携
- ケアマネージャー、相談支援専門員、歯科医師・薬剤師
その他のサービス事業所、学校などとの連携
- 緊急時の連携と対応
- 育児・介護されているご家族への助言や相談



ご利用の流れ



※介護保険を利用する方は要介護認定を受けていることが必要です。
居宅介護支援専門員(ケアマネージャー)や地域包括ケアセンター
等にご相談ください。

訪問時間・回数

●医療保険の場合

1日1回、週に3日(状態により毎日訪問可能)
1回の訪問時間は30分から90分程度
難病や医療機器があるなど特別な状態の場合は、
毎日(30分から90分)複数回(訪問時間は短い)の訪問が可能です。

●介護保険の場合

ケアプランに沿って1回の訪問時間は
20分・30分・60分・90分の4区分があります。

ご利用料金

●原則1割から3割です。

自己負担を
軽くする制度

- ・公費負担医療費制度
- ・高額療養費制度
- ・高額介護サービス費

子どもや障害をお持ちの方で医療保険の場合、
東京都では**マル乳**、**マル子**、**マル障**等の
医療助成を使うことができます。

※ご利用者の負担を少しでも
軽くしたいので、ご訪問にかかる
交通費はいただいております。
駐車場についてはご相談させていただきます。



サービスエリア

●訪問サービスエリア

ステーションからご自宅まで片道30分以内

※その他地域でも、訪問可能な場合は
対応いたします。ご相談ください。

